

令和 7 年 1 月 3 1 日

申請者様各位

一般財団法人 宮城県建築住宅センター

『計画通知』に関する業務の開始について


令和 6 年 1 月 1 日に改正建築基準法が施行され、改正により建築基準法第 18 条で定める国、都道府県または建築主事を置く市町村の建築物（いわゆる『計画通知』の対象建築物）に対する審査・検査等が指定確認検査機関でも実施することが可能となりました。

この改正を受けて、当センターでは『計画通知』に関する業務を開始するための確認検査業務規程の改訂を行い、**令和 7 年 2 月 1 日**より『計画通知』物件の取扱いを開始いたしますのでご案内申し上げます。

《改正法施行後》

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○



※留意事項

- 『計画通知』に関する手続きについては、建築確認・検査と概ね同様となります。なお、様式の一部が異なりますので、当センターHPを確認のうえご利用ください。
- 『計画通知』関連の手数料については、確認検査業務手数料規程の各申請手数料を準用します。

【お問い合わせ】

建築確認検査課 TEL 022-262-0401
事業管理課 TEL 022-262-1541
県北事務所 TEL 0229-29-9177

令和7年度改正法の施行に向けた
建築基準法・建築物省エネ法の関連情報
※ 令和7年(2025年)4月から建築確認の手続き等が変わります



<https://www.mkj.or.jp/legal-reform-r7>